

2級専用 線引き集コンセプト

1. 線引き集コンセプトを確認し、カラーのマーカーやボールペンで法令集に線引きをしてください。

その2
受験生必見! 試験頻出条文をマークするためのここをクリック!

試験に頻出する条文をマークするための「線引き集」を順次公開いたしました。
 それぞれ1級専用、2級専用だから、各試験の出題ポイントが一目瞭然です! 条文の理解が格段にスピードアップします!

ここをクリック!

PDF **線引き集コンセプトはこちら**

線引き集は下記よりPDF版をダウンロードできます。

| 1級建築士受験用 | 2級建築士受験用 |
|---------------------------------------|---|
| ① 建築基準法 ② 建築基準法施行令・規則・告示 ③ 関係法令 | ※2級専用 <u>線引き集コンセプト</u> ① 建築基準法 ② 建築基準法施行令・規則・告示 ③ 関係法令 |

2. さらに、黒色で記載されている枠囲み、○印、アンダーラインなどを「シャープペンシル」で追加してください。出題ポイントに直結する箇所を見やすくすることができます。

【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】

第27条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その特定**主要構造部**を当該特殊建築物に**存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間**通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために特定**主要構造部**に必要とされる性能に関して*¹政令で定める**技術的基準**に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、**かつ**、**その外壁の開口部**であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして*²政令で定めるものに、防火戸その他の*³政令で定める**防火設備**（その構造が遮炎性能に関して*⁴政令で定める**技術的基準**に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

- ❑ *¹ 政令【衛生上の支障が生じる物質】令20条の5⇒147
- ❑ *² 政令【クロルピリホスの技術的基準】令20条の6⇒147
- ❑ *² 政令【ホルムアルデヒドに関する**建築材料**の技術的基準】令20条の7⇒147
- ❑ *² 政令【ホルムアルデヒドに関する**換気設備**の技術的基準】令20条の8⇒148
- ❑ *² 政令【ホルムアルデヒドの技術的基準の特例】

黒色の枠囲みやアンダーラインを「シャープペン」で追記!